

その他の家畜人工授精用精液等の報告書（令和4年（2022年）分）について

令和4年の報告対象期間は、令和4年1月1日～令和3年12月31日です、

特定家畜人工授精用精液等とその他の家畜人工授精用精液等（乳牛、豚等）の両方について家畜人工授精所で取り扱っている場合は、特定家畜人工授精用精液等で1枚、その他の家畜人工授精用精液等で1枚（畜種ごと）をそれぞれ作成の上、提出してください。

（例）：和牛1枚、乳牛1枚、豚1枚で計3枚作成

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
（特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。）の業務に関する報告書

年 月 日提出

都道府県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2022年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	34H123
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	広島県家畜人工授精所 広島市
3	家畜の種類及びその業務の別	1, 5
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	2
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	1
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

開設許可証に記載されている家畜の種類及びその業務の別（ ）内に備考欄より該当する番号を記入してください。

受精卵業務のない家畜人工授精所の場合は、空白でかまいません。

譲渡、譲受した件数を記入してください。（例）12月1日にA農家へ1本譲渡、B農家へ2本譲渡した場合、計2件と計上してください。

備考

1 年は西暦で記載すること。

2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに当該様式に基づき報告を行うこと。

- 1 牛
- 2 豚
- 3 馬
- 4 山羊
- 5 めん羊

3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。

- 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
- 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
- 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌のふたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
- 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。）
- 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存

4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限り記載すること。